

一般質問

問 物価高支援として、水道料金の減免を再度実施できないか。

答 国からの交付金を財源として、過去実施することができた。水道事業会計だけで実施することは困難なことから、市全体で考えていかなければならない。

問 限られた財源の中で水道料金の減免にこだわらず、現状の市民生活に何をもって支援を行うべきと考えるか。



答 水道事業のみならず、その手法を含め、国の動向も注視をして、市民生活のためにどのような物価高騰対策を取れるのか検討を進めている。

公金の運用状況

問 運用益はどのくらいか。

答 令和6年度の全体で4565万6806円であった。

問 リスク管理と実績の追求は。

答 安全性と流動性を確保した上で、預金より金利の高い債券を購入するなどして運用収益に努めてきた。

問 金利が上昇傾向であり、債券価格の下落リスクが生じてきたと考えるが、市の認識は。

答 今後について、安全性を第一に考えた運用を図っていきたいと考える。

問 市手話言語条例制定による庁舎内や公共施設での活用状況は。

答 正規職員の手話通訳士1名配置し、聴覚障がいのある人などが、安心して利用できる環境を整えている。

問 緊急時、災害時の聴覚障がい者への現状と対策は。

答 各指定避難所や福祉避難所にコミュニケーション支援ボード等を常備し、音声以外での対策を講じている。また入間東部地区事務組合消防本部では、音声の119番通報が困難な人を対象としたシステムを導入して



手話でコミュニケーションを

いる。今後も当事者の意見を伺い、対策を講じていく。

障がい児、障がい者家族の支援

問 放課後等デイサービスや生活介護事業所の活用状況は。

答 令和6年度ではそれぞれ438人、184人の人が利用しており、送迎も行われている。利用者は増加傾向にあるため、受け皿の確保が課題と捉えている。

問 サービス利用先を結ぶ相談支援専門員の活用は。

答 利用者や家族に他の福祉サービスをコーディネートし、相談を受けている。今後も多様化するニーズや課題を把握し、地域で安心して生活できる環境づくりに努めている。

問 現在実施している保護司による出前授業に加え、社会保険労務士等の専門家を招き、生徒の職業観を養う学習について、市内各学校に周知する。

問 個人住宅の防犯カメラ等の購入費用の一部を補助する考えは。



若者を狙う特殊詐欺に注意

問 中学3年生を対象に闇バイトの危険性について、社会保険労務士等の専門家による注意喚起の出前授業を開催してみたい。

答 設置費用を補助し、設置台数を増やすことは、市民の防犯意識を高め、犯罪抑止につながることが期待されるが、プライバシー保護の観点から様々な課題がある。他市事例等を調査し課題や対応等を整理し、購入補助制度について検討する。

心の健康づくり

問 こころの体温計の導入について市の考えは。

答 気づきにくい心の疲れ具合を目に見える形で知ることができ、早めのメンタルケアにつながることを期待できる。導入自治体での利用実績や効果等を調査するなど検討をしている。



水道料金の減免

金濱 高顕 議員



共生社会推進への取り組み

前田 広子 議員



若者を犯罪から守るために

古越 孝子 議員

市政を問う！

一般質問

一般質問とは、議員が市政全般にわたり、市の考えを問うものです。今回の議会では、17人の議員が一般質問を行いました。掲載した内容は各議員本人が要約したものです。なお、全ての質問と回答は市議会ホームページの会議録で閲覧できます。(8月下旬掲載予定)



予算編成過程の公開

坪田 敏孝 議員



児童育成支援拠点事業の取り組み
こども家庭庁ホームページより抜粋

問 市自治基本条例第19条に情報を市民に積極的に提供とある。川越市等近隣市、全国の先進都市で公開している。原課の要求額、審査意見、審査結果を公開する考えは。

答 意思形成過程であり、3か年実施計画に基づいて編成しており、現時点で公開する考えはない。

児童虐待の防止・対策

問 不十分な養育環境の子が対象の国の児童育成支援拠点事業の取り組み

答 児童センター、今後開設予定の博物館、文化施設など、第三の居場所として活用できるよう各課と連携し、中長期的な体制づくりを研究する。

防犯カメラの設置と補助

問 自治組織、商店街等による防犯カメラの設置への補助の考えは。

答 補助金を交付している自治体に対し、調査を行っている。

不登校の子の第三の居場所を整備

問 石川県加賀市は、児童センターを平日日中の居場所としている。整備の考えは。

答 児童センター、今後開設予定の博物館、文化施設など、第三の居場所として活用できるよう各課と連携し、中長期的な体制づくりを研究する。



災害時にUR賃貸住宅の活用を

問 県営住宅やUR都市機構を応急住宅として活用する考えは。

答 県の取り組みとして、災害等で住宅を失っている県民に当面の生活の場を提供と、生活基盤の立て直しを支援するために、県営住宅の空き室を一時的に応急住宅として利用している。UR都市機構の取り組みとして、国からの要請により、UR賃貸住宅の空き室を応急住宅として提供している。



災害時における応急住宅の確保

田中 早苗 議員

被災した高齢者が安心して暮らせるよう、各種相談に対応する生活支援アドバイザーを配置したUR賃貸住宅の提供を行っている。しかし本市にあるUR賃貸住宅は配置がないため、一時的な住まいとして利活用はされていない。

災害時における避難所外避難者への支援

問 在宅・車中泊避難者への支援の考えは。

答 指定避難所の避難者と同様に、市が備蓄している食料、水、生活用品を提供するほか、国や県などからのプッシュ型支援物資も提供する。また、市職員を地区対策本部に派遣し、自治組織等が把握している避難所外避難者の情報を収集することで物資の提供が円滑に進むと考えている。